

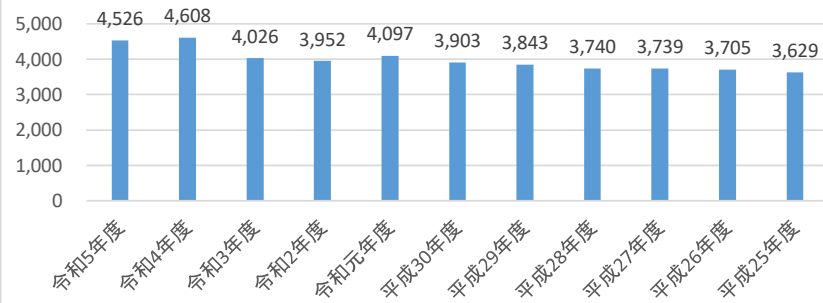
審議資料1

令和5年度庶務報告

●会員数 (令和6年3月31日現在)

		正会員	医師	看護師	救急隊員・ 救急救命士	薬剤師	臨床検査技師	放射線技師	ソーシャルワーカー	その他 ※	組織会員	賛助会員	合計
令和5年度	新入会	504	109	136	88	95	45	2	5	24	3	0	507
	届け出退会	147	59	32	8	20	13	6	4	5	2	1	150
	死亡退会者	3	2	0	0	1	0	0	0	0			3
	自然退会	436	116	222	38	28	11	6	3	12	2	0	438
令和5年度	(R6.3月末) 会員数	4,526	1,693	843	415	786	498	127	36	128	96	4	4,626
令和4年度	(R5.3月末) 会員数	4,608	1,761	961	373	740	477	137	38	121	98	5	4,736
令和3年度	(R4.3月末) 会員数	4,026	1,732	605	311	726	365	136	36	115	97	3	4,132
令和2年度	(R3.3月末) 会員数	3,952	1,751	617	305	674	304	152	35	114	94	3	4,049
令和元年度	(R2.3月末) 会員数	4,097	1,826	671	299	668	298	162	35	138	97	3	4,198
平成30年度	(H31.3月末) 会員数	3,903	1,888	479	289	649	270	150	30	148	101	3	4,007
平成29年度	(H30.3月末) 会員数	3,843	1,935	478	261	613	224	151	29	152	100	4	3,947
平成28年度	(H29.3月末) 会員数	3,740	1,977	491	216	581	135	156	28	156	95	4	3,840
平成27年度	(H28.3月末) 会員数	3,739	2,000	522	193	1,024					94	5	3,838
平成26年度	(H27.3月末) 会員数	3,705	2,025	533	209	938					93	6	3,804
平成25年度	(H26.3月末) 会員数	3,629	2,050	536	217	826					97	6	3,732

正会員 年度末会員数



※ その他の職種について

・臨床工学技士、臨床心理士、管理栄養士、大学院生、大学教員、事務員等

審議資料1

令和5年度庶務報告

●正会員年会費納入状況（令和6年3月31日現在）

	令和5年度	本年度 徴収率	前年度 徴収率
医師	1,380	85.71%	86.13%
看護師	442	52.68%	78.37%
救急隊員・ 救急救命士	303	74.08%	76.84%
薬剤師	721	91.85%	90.53%
検査技師	442	88.76%	94.55%
放射線技師	113	88.98%	84.67%
ソーシャルワーカー	32	88.89%	86.84%
その他	117	91.41%	107.44%
計	3,550	78.44%	83.83%

【物故会員】（届け出順） [敬称略]

なぐら ひろのり
名倉 弘哲
2023. 11. 06

岡山大学 薬学部
職種：薬剤師

なかにし いずみ
中西 泉
2024. 1. 12

医療法人社団 慶泉会 町田慶泉病院 理事長
職種：医師

うえだ のりお
上田 宣夫
2024. 2. 16

社会医療法人志聖会 総合犬山中央病院 救急科
職種：医師

くろだ けいこ
黒田 啓子
2024. 5. 3

東海大学 看護師キャリア支援センター
職種：看護師 学会役職：評議員

【役員】

理事 14名
監事 2名
社員（評議員） 402名（令和3年4月1日委嘱） *任期：～R7年3月31日迄
名誉会員 39名
功労会員 55名

一般社団法人日本臨床救急医学会 令和5(2023)年度事業報告

1. 第26回日本臨床救急医学会総会・学術集会

テーマ：「救急医療の可視化と暗黙知」

会期：現地開催 令和5(2023)年7月27日(木)～29日(土)

オンデマンド配信 令和5(2023)年7月27日(木)～8月31日(木)

会場：帝京大学板橋キャンパス(東京都板橋区)

会長：森村 尚登先生(帝京大学医学部 救急医学講座 主任教授)

2. 学会雑誌発行及びオンラインジャーナル 26巻(1, 2, 4～6号)(隔月刊)

3. 抄録集の発行 26巻(3号)

4. ニュースレターの発行 第15、16号(年2回)

5. 会議開催

1) 理事会 年間4回(令和5年6月8日、9月28日、12月11日、令和6年3月25日)

2) 社員総会 令和5年6月27日(火)

於 AP品川 Bルーム、Zoom ウェビナー配信

3) 会員総会 令和5年7月27日(木)

於 帝京大学板橋キャンパス 大学棟3F 301・302

4) 各種委員会活動(22委員会、特別委員会、合同委員会)

編集委員会、総務委員会、メディカルコントロール検討委員会、会則検討委員会、教育研修委員会、
評議員選出委員会、広報委員会、丸茂基金日本臨床救急医学会運営委員会、

学校へのBLS教育導入検討委員会、自殺企図者のケアに関する検討委員会、国際委員会、
救急認定薬剤師認定委員会、緊急度判定体系のあり方に関する検討委員会、研究倫理委員会、
小児救急委員会、患者安全検討推進委員会、

傷病者の意思に沿った救急現場での心肺蘇生のあり方に関する普及委員会、

法執行機関との医療連携のあり方に関する検討委員会、バイスタンダー体制検討委員会、

救急活動時の救急隊の活動向上に向けた検討委員会、利益相反管理委員会、

医療機関に所属する救急救命士に関する検討委員会、書籍編集に関する特別委員会、

日本臨床救急医学会と日本循環器学会による循環器疾患に対する病院前救急の合同委員会

5) その他会議(外部会議への参加)

日本救急医学会、全国MC協議会連絡会、日本救急撮影技師認定機構、日本臨床衛生検査技師会、

JPTEC協議会、日本蘇生協議会(JRC)、日本救急医療財団、小児救急連絡協議会、

臓器移植関連学会協議会、医療安全全国共同行動、救急認定ソーシャルワーカー認定機構、

日本母体救命システム普及協議会(日本産婦人科医会)、日本交通科学学会、日本救護救急学会、

マスコギャザリングイベント等に係る救急・災害医療体制を検討する学術連合体

(旧：2020年東京オリンピック・パラリンピックに係る救急・災害医療体制を検討する学術連合体)

6. 研修会企画・運営およびコースガイド編集

- ・ J T A S
- ・ P E E C / P P S T
- ・ P S L S / P C E C / A C E C / I S L S
- ・ P E M E C / P P M E C
- ・ A M L S
- ・ P A C C
- ・ 入院時重症患者対応メディエーター養成講習会

7. 救急認定薬剤師認定関連

更新講習会（第26回日本臨床救急医学会総会・学術集会 会期中）

令和5年度救急認定薬剤師講習会（令和5年9月9日（土）web配信）

第12回救急認定薬剤師認定試験（令和5年9月3日（日）AP浜松町）

救急専門薬剤師認定関連

第2回救急専門薬剤師審査試験（令和6年2月10日（土）AP市ヶ谷）

8. G7広島サミット救急・災害医療体制確保事業

以上

予算・決算比較損益計算書(合計)

自2023年4月1日 至2024年3月31日

一般社団法人日本臨床救急医学会

(単位:円)

区分	予算額	決算額	増減	備考
経常損益の部				
収入の部				
1. 学術集会関連収入	57,091,000	57,776,923	685,923	第26回総会(森村会長)
2. 会費収入	43,390,000	39,960,000	△ 3,430,000	
正会員	41,920,000	38,620,000	△ 3,300,000	10,000円×3,776名 +86万円(JTAS関連新入会)
全国消防長会	100,000	100,000	0	10支部×10,000円
組織会員	1,120,000	990,000	△ 130,000	99口×10,000円
賛助会員	250,000	250,000	0	5社×50,000円
3. 広告収入	800,000	519,200	△ 280,800	機関誌広告
4. その他事業収入	144,799,000	145,453,000	654,000	
①緊急度判定支援システム事業	720,000	573,000	△ 147,000	登録手数料
②救急認定薬剤師認定	3,570,000	2,945,000	△ 625,000	認定薬剤師認定申請、認定料(暫定認定者含む) 認定薬剤師更新申請、更新料 専門薬剤師認定申請、認定料
③PEECコース	72,000	32,000	△ 40,000	地域主催者で徴収
④PEMECコース	1,320,000	2,552,000	1,232,000	認定手数料
⑤PACCコース	0	234,000	234,000	認定手数料
⑥G7広島サミット救急・災害医療体制確保事業	139,117,000	139,117,000	0	
5. 学会誌定期購読料	777,000	798,000	21,000	@3,000円
6. その他収入	1,183,000	972,307	△ 210,693	
機関誌販売	10,000	5,610	△ 4,390	バックナンバー @1,500円+送料
著作権収入	200,000	309,994	109,994	メディカルオンライン等
印税収入	967,000	651,070	△ 315,930	PEEC, PEMEC, J-STAGE他
PSLS CD販売	5,000	5,000	0	@500円
自殺未遂患者がスタッフ手引販売	0	0	0	@200円
預金利息	1,000	633	△ 367	
収入合計	248,040,000	245,479,430	△ 2,560,570	
支出の部				
1. 事業費	230,885,993	223,932,793	6,953,200	
学術集会関連費	55,181,123	54,492,428	688,695	第26回総会(森村会長)
学術集会補助金	2,000,000	2,000,000	0	第26回総会(森村会長)
学会誌発行費	17,172,000	13,902,168	3,269,832	
通常号	10,600,000	7,365,971	3,234,029	26巻1,2~4~6号(計5冊分)
印刷製本	10,000,000	6,874,980	3,125,020	200万円×5冊
発送費	600,000	490,991	109,009	10万円×5回、査読用切手代、封筒代
総会号	6,000,000	5,984,217	15,783	26巻3号(抄録号)
印刷製本	4,500,000	4,609,114	△ 109,114	
発送費	1,500,000	1,375,103	124,897	送料+手数料、封筒代込み
ウェブ査読システム運用費	572,000	551,980	20,020	年間メンテナンス費用+サポート料
ニュースレター発行費	2,200,000	1,293,089	906,911	
制作費	1,000,000	811,057	188,943	A4/8頁(4色刷り); 5,500部×2回
発送費	1,200,000	482,032	717,968	送料+手数料、封筒代込み
会議費	7,520,000	7,632,506	△ 112,506	※web会議開催を含む
理事会	500,000	1,036,630	△ 536,630	定例4回(対面1回見込み)
委員会	7,000,000	6,595,876	404,124	20委員会・小委員会・コース普及活動含む ZOOMアカウント料金(2アカウント分) バックナンバーのJ-STAGEへの掲載費
その他	20,000	0	20,000	外部会議への出席
講習会・認定事業	7,024,684	5,141,649	1,883,035	
①緊急度判定支援システム事業	3,022,500	2,408,570	613,930	ODPEC委託料、システム費、他
②薬剤師認定関連	2,190,184	1,601,958	588,226	事務費、通信費、会場費他
③PEECコース	192,000	141,121	50,879	ODPEC委託料、他
④PEMECコース	1,620,000	990,000	630,000	ODPEC委託料、ボストンコース、他
システム費	0	0	0	
ソフトウェア減価償却費	0	0	0	JTASコースに計上
サーバー運用費	0	0	0	JTASコースに計上
その他事業費	139,788,186	139,470,953	317,233	
日本蘇生協年会費	500,000	250,000	250,000	理事として参画
「救急の日」賛助金	100,000	0	100,000	R5イベント終了
医療安全全国共同行動会費	50,000	50,000	0	正会員会費1口分
一般社団法人民間救命士統括体制認定機構年会費	0	10,000	△ 10,000	
**「J-STAGE」等に係る救急・災害医療体制を検討する学術連合体分限会	20,000	40,000	△ 20,000	第6期(2023年10月1日~2023年9月30日) 第7期(2023年10月1日~2024年9月30日)
G7広島サミット救急・災害医療体制確保事業	139,117,000	139,117,000	0	
期首棚卸高	52,579	45,068	7,511	手引 期首在庫
期末棚卸高	△ 51,393	△ 41,115	△ 10,278	手引 期末在庫
2. 事務費	11,175,000	11,295,337	△ 120,337	
通信連絡費	1,230,000	991,139	238,861	
送料	1,100,000	895,752	204,248	
電話料金	130,000	95,387	34,613	固定電話6万円+携帯2台3万円+税
サーバー運用費	66,000	66,000	0	月5,000円+税
事務委託費	6,664,000	6,395,726	268,274	月30万円+繁忙期α+税 HP・Facebook更新料
支払手数料	500,000	489,122	10,878	
印刷費	500,000	235,274	264,726	
備品費	210,000	82,511	127,489	ICレコーダーなど
消耗品費	150,000	117,292	32,708	
事務局出張旅費	5,000	9,581	△ 4,581	第26回学術集会
租税公課	500,000	1,775,692	△ 1,275,692	
支払報酬	1,300,000	1,133,000	167,000	税理士、司法書士
雑費	50,000	0	50,000	
3. 予備費	400,000	0	400,000	
支出合計	242,460,993	235,228,130	7,232,863	
税引前当期経常利益	5,579,007	10,251,300	4,672,293	
法人税・住民税等	2,000,000	355,900	1,644,100	
当期純利益	3,579,007	9,895,400	6,316,393	

予算・決算比較損益計算書(一般)

自2023年4月1日 至2024年3月31日

一般社団法人日本臨床救急医学会

(単位:円)

区分	予算額	決算額	増減	備考
経常損益の部				
2. 会費収入	43,390,000	39,960,000	△ 3,430,000	
正会員	41,920,000	38,620,000	△ 3,300,000	10,000円×3,776名 +86万円(JTAS関連新入会)
全国消防長会	100,000	100,000	0	10支部×10,000円
組織会員	1,120,000	990,000	△ 130,000	99口×10,000円
賛助会員	250,000	250,000	0	5社×50,000円
3. 広告収入	800,000	519,200	△ 280,800	機関誌広告
4. その他事業収入	144,799,000	145,453,000	654,000	
①緊急度判定支援システム事業	720,000	573,000	△ 147,000	登録手数料
②救急認定薬剤師認定	3,570,000	2,945,000	△ 625,000	認定薬剤師認定申請、認定料(暫定認定者含む) 認定薬剤師更新申請、更新料 専門薬剤師認定申請、認定料
③PEECコース	72,000	32,000	△ 40,000	地域主催者で徴収
④PEMECコース	1,320,000	2,552,000	1,232,000	認定手数料
⑤PACCコース	0	234,000	234,000	認定手数料
⑥G7広島サミット救急・災害医療体制確保事業	139,117,000	139,117,000	0	
5. 学会誌定期購読料	777,000	798,000	21,000	③3,000円
6. その他収入	1,183,000	972,307	△ 210,693	
機関誌販売	10,000	5,610	△ 4,390	バックナンバー @1,500円+送料
著作権収入	200,000	309,994	109,994	メディカルオンライン等
印税収入	967,000	651,070	△ 315,930	PEEC, PEMEC, MedEye-ター他
PSLS CD販売	5,000	5,000	0	@500円
自殺未遂患者がスタッフ手引販売	0	0	0	@200円
預金利息	1,000	633	△ 367	
収入合計	190,949,000	187,702,507	△ 3,246,493	
1. 事業費	175,704,870	169,440,365	6,264,505	
学術集会補助金	2,000,000	2,000,000	0	第26回総会(森村会長)
学会誌発行費	17,172,000	13,902,168	3,269,832	
通常号	10,600,000	7,365,971	3,234,029	26巻1,2~4~6号(計5冊分)
印刷製本	10,000,000	6,874,980	3,125,020	200万円×5冊
発送費	600,000	490,991	109,009	10万円×5回、査読用切手代、封筒代
総会号	6,000,000	5,984,217	15,783	26巻3号(抄録号)
印刷製本	4,500,000	4,609,114	△ 109,114	
発送費	1,500,000	1,375,103	124,897	送料+手数料、封筒代込み
ワラン査読システム運用費	572,000	551,980	20,020	年間メンテナンス費用+ホスト料
ニュースレター発行費	2,200,000	1,293,089	906,911	
制作費	1,000,000	811,057	188,943	A4/8頁(4色刷り); 5,500部×2回
発送費	1,200,000	482,032	717,968	送料+手数料、封筒代込み
会議費	7,520,000	7,632,506	△ 112,506	※web会議開催を含む
理事会	500,000	1,036,630	△ 536,630	定例4回(対面1回見込み)
委員会	7,000,000	6,595,876	404,124	20委員会・小委員会・コース普及活動含む 200Mアカウント料金(2アカウント分) バックナンバーのJ-STAGEへの掲載費
その他	20,000	0	20,000	外部会議への出席
講習会・認定事業	7,024,684	5,141,649	1,883,035	
①緊急度判定支援システム事業	3,022,500	2,408,570	613,930	ODPEC委託料、システム費、他
②薬剤師認定関連	2,190,184	1,601,958	588,226	事務費、通信費、会場費他
③PEECコース	192,000	141,121	50,879	ODPEC委託料、他
④PEMECコース	1,620,000	990,000	630,000	ODPEC委託料、ホストコングレスコース、他
システム費	0	0	0	
ソフトウェア減価償却費	0	0	0	JTASコースに計上
サーバー運用費	0	0	0	JTASコースに計上
その他	139,788,186	139,470,953	317,233	
日本蘇生協学会年会費	500,000	250,000	250,000	理事として参画
「救急の日」賛助金	100,000	0	100,000	R5イベント終了
医療安全全国共同行動会費	50,000	50,000	0	正会員会費1口分
一般社団法人民間救命士統括体制認定機構年会費	0	10,000	△ 10,000	
※J-STAGEアカウントに係る救急・災害医療体制検討学術連合会体分金	20,000	40,000	△ 20,000	第6期(2023年10月1日~2023年9月30日) 第7期(2023年10月1日~2024年9月30日)
G7広島サミット救急・災害医療体制確保事業	139,117,000	139,117,000	0	
G7広島サミット救急・災害医療体制検討協議会	0	0	0	
期首棚卸高	52,579	45,068	7,511	手引 期首在庫
期末棚卸高	△ 51,393	△ 41,115	△ 10,278	手引 期末在庫
2. 事務費	11,175,000	11,295,337	△ 120,337	
通信連絡費	1,230,000	1,013,249	216,751	
送料	1,100,000	895,752	204,248	
電話料金	130,000	95,387	34,613	固定電話6万円+携帯電話2台3万円+税
サーバー運用費	66,000	66,000	0	月5,000円+税
事務委託費	6,664,000	6,395,726	268,274	月30万円+繁忙期α+税 HP・Facebook更新料
支払手数料	500,000	489,122	10,878	
印刷費	500,000	235,274	264,726	
備品費	210,000	82,511	127,489	ICレコーダーなど
消耗品費	150,000	117,292	32,708	
事務局出張旅費	5,000	9,581	△ 4,581	第26回学術集会
租税公課	500,000	1,775,692	△ 1,275,692	
支払報酬	1,300,000	1,133,000	167,000	税理士、司法書士
雑費	50,000	0	50,000	
3. 予備費	400,000	0	400,000	
支出合計	187,279,870	180,735,702	6,544,168	
税引前当期経常利益	3,669,130	6,966,805	3,297,675	
法人税・住民税等	2,000,000	355,900	1,644,100	
当期純利益	1,669,130	6,610,905	4,941,775	

予算・決算比較損益計算書(学術集会)

自2023年4月1日 至2024年3月31日

一般社団法人日本臨床救急医学会

(第26回学術集会)

(単位:円)

区分	予算額	決算額	増減	備考	
経常損益の部					
収入の部	学術集会収入	57,091,000	57,776,864	685,864	
	学術集會会費収入	30,450,000	30,252,606	△ 197,394	
	広告収入	440,000	440,000	0	
	商業展示出展料収入	13,266,000	13,549,258	283,258	
	共催セミナー収入	10,890,000	10,890,000	0	
	抄録集売上収入	45,000	345,000	300,000	
	学術集会寄付金		300,000	300,000	
	本会受入金	2,000,000	2,000,000	0	
	その他収入	0	59	59	
	受取利息	0	59	59	
収入合計	57,091,000	57,776,923	685,923		
支出の部	事業費				
	事前準備費	21,918,358	0	21,918,358	
	事務局人件費	4,620,000	0	4,620,000	
	事務局雑費	92,156	0	92,156	
	企業協賛費	1,643,180	0	1,643,180	
	総務・広報費	544,500	0	544,500	
	プログラム費	3,924,357	0	3,924,357	
	事前登録関係費	3,070,105	0	3,070,105	
	制作費	8,024,060	0	8,024,060	
	当日運営費	30,769,665	4,697,115	26,072,550	
	会場費	3,440,000	2,224,805		
	チャットサービス使用料		1,320,000	△ 1,320,000	
	通信費		459,679	△ 459,679	
	総会講師料		300,000	△ 300,000	
	展示会場関係費	3,227,675		3,227,675	
	映像機材費	12,815,000		12,815,000	
	当日用品費		16,900		
	飲食・会合関係費	429,000	247,421	181,579	
	招請者関係費	3,517,800	5,490	3,512,310	
	当日交通費		117,870		
	支払手数料		4,950		
	看板・ポスター等印刷関係施工費	1,747,240		1,747,240	
	設営・撤去(看板等)	302,500		302,500	
	運搬関係(看板等)	193,600		193,600	
	運営要員関係費	3,097,600		3,097,600	
	記録関係費	264,000		264,000	
	諸雑費	1,735,250	0	1,735,250	
	事後処理費	493,100	0	493,100	
	事後処理費	493,100	0	493,100	
	運営委託業者業務管理費	0	49,795,313	△ 49,795,313	
	業務委託費		49,795,313	△ 49,795,313	
	本会拠出金支出	2,000,000	2,000,000	0	
	本会拠出金支出	2,000,000	2,000,000	0	
支出合計	55,181,123	56,492,428	△ 1,311,305		
税引前当期経常利益	1,909,877	1,284,495	△ 625,382		
法人税・住民税等	0	0	0		
当期純利益	1,909,877	1,284,495	△ 625,382		

損益計算書(合計)

自2023年4月1日 至2024年3月31日

一般社団法人日本臨床救急医学会

区分	共通費	公益事業	収益事業	合計	
経常損益の部					
収入の部	1. 学術集会収入		32,992,665	24,784,258	57,776,923
	2. 会費収入		39,960,000		39,960,000
	正会員		38,620,000		38,620,000
	全国消防長会		100,000		100,000
	組織会員		990,000		990,000
	賛助会員		250,000		250,000
	3. 広告収入			519,200	519,200
	4. その他事業収入		145,453,000	0	145,453,000
	緊急度判定支援システム事業		573,000		573,000
	救急認定薬剤師認定		2,945,000		2,945,000
	PEECコース		32,000		32,000
	PEMECコース		2,552,000		2,552,000
	PACCコース		234,000		234,000
	G7広島サミット救急・災害医療体制確保事業		139,117,000		139,117,000
	5. 学会誌定期購読料			798,000	798,000
	6. その他収入		421	971,886	972,307
	機関誌販売			5,610	5,610
	著作権収入			309,994	309,994
	印税収入			651,070	651,070
	PSLS CD販売			5,000	5,000
	預金利息		421	212	633
	収入合計	0	218,406,086	27,073,344	245,479,430
	支出の部	1. 事業費	0	198,934,974	24,997,819
学術集会運営費			30,279,272	24,213,156	54,492,428
学術集会補助金			2,000,000		2,000,000
学会誌発行費		0	13,207,059	695,109	13,902,168
通常号			6,997,672	368,299	7,365,971
印刷製本			6,531,231	343,749	6,874,980
発送費			466,441	24,550	490,991
総会号			5,685,006	299,211	5,984,217
印刷製本			4,378,658	230,456	4,609,114
発送費			1,306,348	68,755	1,375,103
オンライン査読システム運用費			524,381	27,599	551,980
ニュースレター発行費		0	1,293,089		1,293,089
制作費			811,057		811,057
発送費			482,032		482,032
会議費		7,019,189	613,317	0	7,632,506
理事会		1,036,630			1,036,630
委員会		5,982,559	613,317		6,595,876
講習会・認定事業		0	5,141,649	0	5,141,649
緊急度判定支援システム事業			2,408,570		2,408,570
薬剤師認定関連			1,601,958		1,601,958
PEECコース			141,121		141,121
PEMECコース			990,000		990,000
その他事業費		0	139,467,000	3,953	139,470,953
日本蘇生協議会年会費			250,000		250,000
一般社団法人民間救命士統括体制認定機構年会費			10,000		10,000
医療安全全国共同行動会費			50,000		50,000
マスキングイベント等に係る救急・災害医療体制を核とする学術連合体			40,000		40,000
G7広島サミット救急・災害医療体制確保事業			139,117,000		139,117,000
期首棚卸高				45,068	45,068
期末棚卸高				△ 41,115	△ 41,115
事業費配賦額		△ 7,019,189	6,933,588	85,601	0
2. 事務費		0	11,170,107	125,230	11,295,337
通信連絡費		438,378	552,761	0	991,139
送料	342,991	552,761		895,752	
電話料金	95,387			95,387	
サーバー運用費	66,000			66,000	
事務委託費	6,395,726			6,395,726	
支払手数料	15,070	474,052		489,122	
印刷費	232,964	2,310		235,274	
備品費	82,511			82,511	
消耗品費	117,292			117,292	
事務局出張旅費	9,581			9,581	
租税公課	1,775,600	60	32	1,775,692	
支払報酬	1,133,000			1,133,000	
事務費配賦額	△ 10,266,122	10,140,924	125,198	0	
3. 予備費				0	
支出合計	0	210,105,081	25,123,049	235,228,130	
税引前当期経常利益	0	8,301,005	1,950,295	10,251,300	
法人税・住民税等			355,900	355,900	
当期純利益	0	8,301,005	1,594,395	9,895,400	
前期繰越利益		48,580,810	27,836,771	76,417,581	
次期繰越利益		56,881,815	29,431,166	86,312,981	

損益計算書(一般)

自2023年4月1日 至2024年3月31日

一般社団法人日本臨床救急医学会

(単位:円)

区分	共通費	公益事業	収益事業	合計
経常損益の部				
1. 会費収入		39,960,000		39,960,000
正会員		38,620,000		38,620,000
全国消防長会		100,000		100,000
組織会員		990,000		990,000
賛助会員		250,000		250,000
2. 広告収入			519,200	519,200
3. その他事業収入		145,453,000	0	145,453,000
緊急度判定支援システム事業		573,000		573,000
救急認定薬剤師認定		2,945,000		2,945,000
PEECコース		32,000		32,000
PEMECコース		2,552,000		2,552,000
PACCコース		234,000		234,000
G7広島サミット救急・災害医療体制確保事業		139,117,000		139,117,000
4. 学会誌定期購読料			798,000	798,000
5. その他収入		421	971,886	972,307
機関誌販売			5,610	5,610
著作権収入			309,994	309,994
印税収入			651,070	651,070
PSLS CD販売			5,000	5,000
預金利息		421	212	633
収入合計	0	185,413,421	2,289,086	187,702,507
1. 事業費	0	168,655,702	784,663	169,440,365
学術集会補助金		2,000,000		2,000,000
学会誌発行費		13,207,059	695,109	13,902,168
通常号		6,997,672	368,299	7,365,971
印刷製本		6,531,231	343,749	6,874,980
送 送 費		466,441	24,550	490,991
総会号		5,685,006	299,211	5,984,217
印刷製本		4,378,658	230,456	4,609,114
送 送 費		1,306,348	68,755	1,375,103
オンライン査読システム運用費		524,381	27,599	551,980
ニュースレター発行費	0	1,293,089		1,293,089
制 作 費		811,057		811,057
送 送 費		482,032		482,032
会議費	7,019,189	613,317	0	7,632,506
理 事 会	1,036,630			1,036,630
委 員 会	5,982,559	613,317		6,595,876
講習会・認定事業	0	5,141,649	0	5,141,649
緊急度判定支援システム事業		2,408,570		2,408,570
薬剤師認定関連		1,601,958		1,601,958
PEECコース		141,121		141,121
PEMECコース		990,000		990,000
システム費	0	0	0	0
ソフトウェア償却費				0
その他事業費	0	139,467,000	3,953	139,470,953
日本蘇生協議会年会費		250,000		250,000
一般社団法人民間救命士統括体制認定機構年会費		10,000		10,000
医療安全全国共同行動会費		50,000		50,000
マシナリラボ等に係る救急・災害医療体制を検討する学術連合体		40,000		40,000
G7広島サミット救急・災害医療体制確保事業		139,117,000		139,117,000
期首棚卸高			45,068	45,068
期末棚卸高			△ 41,115	△ 41,115
事業費配賦額	△ 7,019,189	6,933,588	85,601	0
2. 事務費	0	11,170,107	125,230	11,295,337
通信連絡費	438,378	552,761	0	991,139
送 料	342,991	552,761		895,752
電話料金	95,387			95,387
サーバー運用費	66,000			66,000
事務委託費	6,395,726			6,395,726
支払手数料	15,070	474,052		489,122
印刷費	232,964	2,310		235,274
備品費	82,511			82,511
消耗品費	117,292			117,292
事務局出張旅費	9,581			9,581
租税公課	1,775,600	60	32	1,775,692
支払報酬	1,133,000			1,133,000
事務費配賦額	△ 10,266,122	10,140,924	125,198	0
3. 予備費				0
支出合計	0	179,825,809	909,893	180,735,702
税引前当期経常利益	0	5,587,612	1,379,193	6,966,805
法人税・住民税等			355,900	355,900
当期純利益	0	5,587,612	1,023,293	6,610,905

損益計算書(学術集会)

自2023年4月 1日
至2024年3月31日

一般社団法人日本臨床救急医学会

(第26回学術集会)

(単位:円)

区分	共通費	公益事業	収益事業	合計	
経常損益の部					
収入の部	学術集会収入	0	32,992,606	24,784,258	57,776,864
	学術集會会費収入		30,252,606		30,252,606
	広告収入		440,000		440,000
	商業展示出展料収入			13,549,258	13,549,258
	共催セミナー収入			10,890,000	10,890,000
	抄録集売上収入			345,000	345,000
	学術集会寄付金収入		300,000		300,000
	本会受入金		2,000,000		2,000,000
	その他収入	0	59	0	59
	受取利息		59		59
収入合計	0	32,992,665	24,784,258	57,776,923	
支出の部	事業費				
	当日運営費	4,696,345	770	0	4,697,115
	会場費	2,224,805			2,224,805
	チャットサービス使用料	1,320,000			1,320,000
	通信費	459,679			459,679
	総会講師料	300,000			300,000
	当日用品費	16,900			16,900
	飲食・会合関係費	247,421			247,421
	招請者関係費	5,490			5,490
	当日交通費	117,870			117,870
	支払手数料	4,180	770		4,950
	事後処理費	0	0	0	0
	租税公課				0
	運営委託業者業務管理費	49,795,313	0	0	49,795,313
	業務委託費	49,795,313			49,795,313
	本会拠出金支出	0	2,000,000	0	2,000,000
	本会拠出金支出	0	2,000,000	0	2,000,000
支出合計	54,491,658	2,000,770	0	56,492,428	
共通費配賦額	△ 54,491,658	30,278,502	24,213,156	0	
税引前当期経常利益	0	713,393	571,102	1,284,495	
法人税・住民税等	0	0	0	0	
当期純利益	0	713,393	571,102	1,284,495	

貸借対照表

2024年3月31日現在

一般社団法人日本臨床救急医学会

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	公益事業	収益事業	金 額	科 目	公益事業	収益事業	金 額
			円				円
【流動資産】				【流動負債】			
現金及び預金	111,885,079	11,224,625	123,109,704	未払金			0
未収入金	825,684		825,684	前受金	465,000		465,000
前払金		7,911	7,911	学術集会前受金		110,000	110,000
貯蔵品		41,115	41,115	預り金	71,000		71,000
学術集会前渡金			0	源泉税預り金			0
貸付金			0	未払法人税等		355,900	355,900
				未払消費税等		1,309,000	1,309,000
流動資産合計	112,710,763	11,273,651	123,984,414	流動負債合計	536,000	1,774,900	2,310,900
【固定資産】							
ソフトウェア	839,467		839,467	収益事業より	19,932,415		19,932,415
固定資産合計	839,467	0	839,467				
公益事業へ		19,932,415	19,932,415				
				負債合計	20,468,415	1,774,900	22,243,315
				純 資 産 の 部			
				【基金】			
				基金	36,200,000		36,200,000
				【剰余金】			
				次期繰越利益	56,881,815	29,431,166	86,312,981
				純資産合計	93,081,815	29,431,166	122,512,981
資産合計	113,550,230	31,206,066	144,756,296	負債及び 純資産合計	113,550,230	31,206,066	144,756,296

(別紙2)

2023年G7広島サミット救急・災害医療体制確保事業の委託費支出額内訳書

(単位：円)


経費区分	所要額	算出内訳
諸謝金	27,840,363	
・会議出席謝金	3,044,400	協議会／医師 1回出席@17,700円 延53名 938,100 報告会／医師 1回出席@17,700円 27名 477,900 事前訓練・WG会議等／医師 1回出席@17,700円 延92名 1,628,400
・救急医療体制	11,378,000	医師 1勤務@17,000円 126名(454勤務) 7,718,000 医師以外 1勤務@12,000円 80名(280勤務) 3,360,000 その他勤務(Kintone対応) 300,000
・NBC	493,000	【中毒情報センター】@17,000円×延29日分(医師5名) 493,000
・首脳対応医療機関費用	12,924,963	※空床確保費用を含む
広島大学病院	6,799,853	6,799,853
県立広島病院	2,314,600	2,314,600
広島市立広島市民病院	100,000	100,000
広島赤十字・原爆病院	411,679	411,679
北部医療センター安佐市民病院	100,000	100,000
東広島医療センター	2,998,831	2,998,831
JA広島総合病院	100,000	100,000
呉医療センター	100,000	100,000
旅費・宿泊費	26,208,074	
委員等旅費	24,132,627	
・会議出席旅費	922,381	協議会 延24名 245,509 報告会 17名 590,290 臨床救急医学会報告会 2名 78,218 事前訓練等 1名 8,364
・救急医療体制	21,824,959	旅費 234名 8,216,883 現地移動費 224,628 宿泊費 802泊(延633名) 12,014,828 弁当費 1,368,620
・NBC	1,385,287	【中毒情報センター】旅費 1,255,596 【中毒情報センター】宿泊費 129,691
職員旅費	2,075,447	
・会議等出席旅費	334,935	延10名 334,935
・現地対策本部	679,239	臨床救急医学会関係 507,639 【中毒情報センター】 171,600
・宿泊費等経費	1,061,273	49泊(延17名) 1,061,273
庁費	56,459,233	
・事務用資器材経費	8,409,215	現地医療対策本部資器材 7,058,479 事前訓練テキスト代 440,000 その他文房具・コピー代等 859,036 【中毒情報センター】 51,700
・救護所等資機材経費	11,414,135	薬剤等 322,269 血液製剤 331,400 J-SPEED 900,000 Kintone 56,818 診療所開設手続 49,091 【中毒情報センター】NBC関係消耗機材 9,754,557
・会場借上経費	601,990	広島県医師会館等 601,990
・救護班待機室借上経費	1,801,410	グランドプリンス・ヒルトン 678,078 その他JTB取り扱い分 1,123,332
・駐車場経費	683,857	レンタカー代 538,109 【中毒情報センター】レンタカー代 143,566 駐車場代 2,182
・会議費	488,100	協議会2回と報告会1回 488,100
・賃金	18,104,768	業務委託費 1名月額@350,000円 12,250,000 ※4～6月：各6名、7～9月：各5名、10月：2名 延35名 【中毒情報センター】業務委託費 5,854,768
・通信運搬費	308,758	郵送料・宅配便送料 97,251 【中毒情報センタ】郵送料・宅配便送料 195,807 銀行振込手数料 15,700
・事務管理費	14,647,000	14,647,000
雑役労務	15,962,330	
・機器等借上経費	7,492,593	救護所用医療機器 1,599,220 FOS用資機材 953,373 ドクターヘリ 4,240,000 宮島フェリー 700,000
・機器等設置料	6,021,753	医療対策本部機器設置 1,456,400 FOS用フェンス設置 2,426,600 サイバーセキュリティ対策 2,138,753
・報告書製作費用	1,200,000	1,200,000
・保険料	1,247,984	1,247,984
小計	126,470,000	
消費税および地方消費税	12,647,000	小計×10/100
合計	139,117,000	

監査報告書

一般社団法人 日本臨床救急医学会
代表理事 溝端 康光 殿

一般社団法人
日本臨床救急医学会

監事

加藤 正哉 

監事

坂本 哲也 

私ども監事は、一般社団法人 日本臨床救急医学会の令和6年3月31日に終了する第19期事業年度における貸借対照表、損益計算書について監査を行った結果、証憑類と帳簿が一致し、かつ適正な会計処理が行われていたことを、ここにご報告いたします。

以上

令和6年 6月 4日

一般社団法人日本臨床救急医学会 令和6(2024)年度事業計画

1. 第27回日本臨床救急医学会総会・学術集会

テーマ：「広げる知見。共有する意識。」

会期：現地開催 令和6(2024)年7月18日(木)～20日(土)

WEB開催 令和6(2024)年7月上旬～8月20日(火) ※予定

会場：カクイックス交流センター(かごしま県民交流センター)、宝山ホール、

鹿児島県歴史・美術センター黎明館、鹿児島県立図書館、鹿児島市中央公民館

会長：富岡 譲二先生(社会医療法人緑泉会 米盛病院 副院長)

2. 学会雑誌発行及びオンラインジャーナル 27巻(1, 2, 4～6号)(隔月刊)

3. 抄録集の発行 27巻(3号)

4. ニュースレターの発行 第17、18号(年2回)

5. 会議開催

1) 理事会 年間4回(定款上)

2) 社員総会 令和6年6月25日(火)

於 AP品川アネックス Jルーム、Zoomウェビナー配信

3) 会員総会 令和6年7月18日(木)

於 カクイックス交流センター 県民ホール

4) 各種委員会活動(22委員会、特別委員会、合同委員会)

編集委員会、総務委員会、メディカルコントロール検討委員会、会則検討委員会、教育研修委員会、
評議員選出委員会、広報委員会、丸茂基金日本臨床救急医学会運営委員会、

学校へのBLS教育導入検討委員会、自殺企図者のケアに関する検討委員会、国際委員会、

救急認定薬剤師認定委員会、緊急度判定体系のあり方に関する検討委員会、研究倫理委員会、

小児救急委員会、患者安全検討推進委員会、

傷病者の意思に沿った救急現場での心肺蘇生のあり方に関する普及委員会、

法執行機関との医療連携のあり方に関する検討委員会、バイスタンダー体制検討委員会、

救急活動時の救急隊の活動向上に向けた検討委員会、利益相反管理委員会、

医療機関に所属する救急救命士に関する検討委員会、書籍編集に関する特別委員会、

日本臨床救急医学会と日本循環器学会による循環器疾患に対する病院前救急の合同委員会

5) その他会議(外部会議への参加)

日本救急医学会、全国MC協議会連絡会、日本救急撮影技師認定機構、日本臨床衛生検査技師会、

JPTEC協議会、日本蘇生協議会(JRC)、日本救急医療財団、小児救急連絡協議会、

臓器移植関連学会協議会、医療安全全国共同行動、救急認定ソーシャルワーカー認定機構、

日本母体救命システム普及協議会(日本産婦人科医会)、日本交通科学学会、日本救護救急学会、

マَسギャザリングイベント等に係る救急・災害医療体制を検討する学術連合体

(旧：2020年東京オリンピック・パラリンピックに係る救急・災害医療体制を検討する学術連合体)

6. 研修会企画・運営およびコースガイド編集

- ・ J T A S
- ・ P E E C / P P S T
- ・ P S L S / P C E C / A C E C / I S L S
- ・ P E M E C / P P M E C
- ・ A M L S
- ・ P A C C
- ・ 入院時重症患者対応メディエーター養成講習会

7. 救急認定薬剤師認定関連

更新講習会（第27回日本臨床救急医学会総会・学術集会 会期中）

令和6年度救急認定薬剤師講習会（令和6年9月14日（土）web配信）

第13回救急認定薬剤師認定試験（令和6年9月8日（日）AP浜松町）

救急専門薬剤師認定関連

第3回救急専門薬剤師審査試験（未定）

以上

(2024年4月1日～2025年3月31日)

		R5年度予算	R5年度決算	R6年度予算	概 要
(収入の部)	1. 学術集会関連収入	57,091,000	57,776,923	40,995,000	第27回総会(富岡会長)
	2. 会費収入	43,390,000	39,960,000	42,800,000	
	正会員	41,920,000	38,620,000	41,440,000	10,000円×4,000名(現会員数の約85%程度) +144万円(JTAS関連新入会)
	全国消防長会	100,000	100,000	100,000	10支部×10,000円
	組織会員	1,120,000	990,000	1,060,000	106口×10,000円
	賛助会員	250,000	250,000	200,000	4社×50,000円
	3. 広告収入	800,000	519,200	800,000	機関誌広告
	4. その他事業収入	144,799,000	145,453,000	6,260,000	
	①緊急度判定支援システム事業	720,000	573,000	540,000	登録手数料 3,000円×180名(6コース) 認定薬剤師認定申請、認定料 認定薬剤師更新申請、更新料 専門薬剤師認定申請、認定料 講習会受講料
	②救急認定薬剤師認定	3,570,000	2,945,000	3,060,000	0
	③PEECコース	72,000	32,000	0	地域主催者で徴収
	④PEMECコース	1,320,000	2,552,000	2,300,000	認定手数料
	⑤PACCコース	0	234,000	360,000	認定手数料2,000円×180名(10コース)
	⑥G7広島サミット救急・災害医療体制確保事業	139,117,000	139,117,000		
5. 学会誌定期購読料	777,000	798,000	783,000	8,3000円	
6. その他収入	1,183,000	972,307	1,183,000		
機関誌販売	10,000	5,610	10,000	バックナンバー ①1,500円+送料	
著作権収入	200,000	309,994	200,000	メディカルオンライン等	
印税収入	967,000	651,070	967,000	JTAS, PEEC, PEMEC, メディエーター他	
PSLS CD販売	5,000	5,000	5,000	8500円	
自殺未遂患者ケアスタッフ手引販売	0	0	0	8200円	
預金利息	1,000	633	1,000		
収入合計		248,040,000	245,479,430	92,821,000	
(支出の部)	1. 事業費	230,885,993	223,932,793	78,392,293	
	1) 学術集会関連費	55,181,123	54,492,428	40,939,140	第27回総会(富岡会長)
	2) 学術集会運営費	2,000,000	2,000,000	2,000,000	第27回総会(富岡会長)
	3) 学会誌発行費	17,172,000	13,902,168	17,260,000	
	通常号	10,600,000	7,365,971	10,600,000	27巻1,2,4~6号(計5冊分)
	印刷製本	10,000,000	6,874,980	10,000,000	200万円×5冊
	発送費	600,000	490,991	600,000	10万円×5回、査読用切手代・封筒代
	総会号	6,000,000	5,984,217	6,000,000	27巻3号(抄録号)
	印刷製本	4,500,000	4,609,114	4,500,000	
	発送費	1,500,000	1,375,103	1,500,000	送料+手数料、封筒代込み
	ウェブ査読システム運用費	572,000	551,980	660,000	年間メンテナンス費用+サポート料
	4) ニュースレター発行費	2,200,000	1,293,089	1,600,000	
	製作費	1,000,000	811,057	1,000,000	A4/8頁(4色刷り):5,500部×2回
	発送費	1,200,000	482,032	600,000	送料+手数料、封筒代込み
	5) 会議費	7,520,000	7,632,506	7,020,000	※web会議開催含む
	理事会	500,000	1,036,630	2,000,000	定例4回
	委員会	7,000,000	6,595,876	5,000,000	22委員会・小委員会・コンボ普及活動含む ZOOMアカウント料金(2アカウント) バックナンバーのJ-STAGEへの掲載費 RISコース補助金100万
	その他	20,000	0	20,000	外部会議への出席
	6) 講習会・認定事業	7,024,684	5,141,649	6,496,600	
	①緊急度判定支援システム事業	3,022,500	2,408,570	2,706,600	ODPEEC委託料、他
	②薬剤師認定関連	2,190,184	1,601,958	2,400,000	事務費、通信費、会場費他
	③PEECコース	192,000	141,121	120,000	ODPEEC委託料
	④PEMECコース	1,620,000	990,000	1,270,000	ODPEEC委託料、マネジメントコース、他
	⑤PACCコース	0	0	268,000	ODPEEC委託料、webサイト作成費
	7) システム費	0	0	2,492,600	
	会員システム構築費・運営費			2,492,600	システム構築220万円、サーバ構築2.2万円 サーバ運営費45,100円/月(6か月分)
	8) その他事業費	139,788,186	139,470,953	583,953	
	日本麻生協議会年会費	500,000	250,000	500,000	理事として参画
	「救急の日」賛助金	100,000	0	0	R5終了
	医療安全全国共同行動会費	50,000	50,000	50,000	正会員 会費1口分
	民間救急士統括協定機構正会員年会費	0	10,000	10,000	
	「救急の日」等に関する救急・災害医療体制を検討する学術連合体分担金	20,000	40,000	20,000	
	G7広島サミット救急・災害医療体制確保事業	139,117,000	139,117,000		第8期(2024年10月1日～2025年9月30日)
	期首棚卸高	52,579	45,068	45,068	手引 期首在庫
	期末棚卸高	△ 51,393	△ 41,115	△ 41,115	手引 出庫見込
	2. 事務費	11,176,000	11,295,337	12,090,000	
	通信連絡費	1,230,000	991,139	1,200,000	
	送料	1,100,000	895,752	1,100,000	
	電話料金	130,000	95,387	100,000	固定電話6万円+携帯2台3万円+税
	サーバ運用費	66,000	66,000	66,000	月5,000円+税
	事務委託費	6,664,000	6,395,726	6,664,000	月30万円+繁忙期α+消費税 IP・Facebook更新料
	支払手数料	500,000	489,122	500,000	
	印刷費	500,000	235,274	500,000	
備品費	210,000	82,511	210,000	PC購入	
消耗品費	150,000	117,292	150,000		
事務局出張旅費	5,000	9,581	200,000	第27回学術集会	
租税公課	500,000	1,775,692	1,500,000		
支払報酬	1,300,000	1,133,000	1,050,000	税理士、司法書士	
雑費	50,000	0	50,000		
3. 予備費	400,000	0	400,000		
支出合計		242,460,993	235,228,130	90,882,293	
単年度収支(税引前当期経常利益)		5,579,007	10,251,300	1,938,707	
法人税・住民税等		2,000,000	355,900	1,000,000	
当期純利益		3,579,007	9,895,400	938,707	
前期繰越利益		76,417,581	76,417,581	86,312,981	
次期繰越利益		79,996,588	86,312,981	87,251,688	

審議資料 4 - 1

一般社団法人 日本臨床救急医学会 名誉会員候補者の選出について

【選出についての規定】

- ・「名誉会員の推戴については、評議員を退任した者から推薦することとする。」
(平成20年3月6日 会則検討委員会決定、平成20年5月17日 理事会承認)
- ・評議員の定年70歳を迎えた者〔定款第16条第3項3.〕もしくは評議員を辞任した者
で、役員（理事・監事・学術集会会長）の経験者
(平成28年5月12日理事会・社員総会)

● かどくら 門倉 とおる 徹 (東京消防庁)

以上

審議資料 4-2

一般社団法人 日本臨床救急医学会 功労会員候補者の選出について

【定款】

第16条 3 評議員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、評議員資格を失う。

1. 会員の資格を喪失したとき
2. 連続して2年間、正当な理由なく社員総会を欠席したとき
3. 満70歳に達したとき（期中に満70歳に達した場合は、当該事業年度の末日に資格喪失となるものとする）

【理事会内規】

功労会員の定義を内規として、下記3項目を定めることとした。(①、または②+③)

- ① 評議員 10 年以上
- ② 委員会活動を行っている
- ③ 代表理事が推薦する

※1: 現職の評議員で次期の任期中に定年(70歳)の年齢になる者で、定年を鑑み評議員申請しなかった者については定年を待たずに推薦する

※2: 会員の中から、評議員歴が連続10年以上ある者、もしくは委員会活動において重要な役割をした者は、満66歳を迎えた時点で功労会員に推薦する。

平成27年3月30日(平成26年度第4回理事会承認)

※1: 平成29年3月31日(平成28年度第4回理事会追記)

※2: 令和3年3月30日(令和2年度第4回理事会追記)

※2 下線: 令和4年3月29日(令和3年度第4回理事会追記)

[選出例]

○ 評議員の定年70歳を迎えた者〔定款第16条第3項3.〕で、上記①の評議員連続10年以上を推薦する。

○ 委員会活動等で特別に貢献があると認められた者は、上記②、③に該当する者を推薦する。

● ^{いとう}伊藤 ^{しげひこ}重彦 (北九州市立八幡病院)

(推薦理由: 現評議員+満70歳+評議員10年以上経験者+小委員会の委員長)

● ^{いのくち}猪口 ^{さだき}貞樹 (社会医療法人 ジャパンメディカルライانس 海老名総合病院)

(推薦理由: 現評議員+満70歳+評議員10年以上経験者)

● ^{すぎの}杉野 ^{たつや}達也 (住友病院)

(推薦理由: 現評議員+満70歳+評議員10年以上経験者)

● ^{たけした}竹下 ^{ひとし}仁 (日本救急検査技師認定機構)

(推薦理由: 現評議員+満70歳+評議員10年以上経験者)

● ^{たなか}田中 ^{ひろゆき}博之 (社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会若草病院)

(推薦理由: 現評議員+満70歳+評議員10年以上経験者)

● ^{たいら}平 ^{やすひこ}泰彦 (聖マリアンナ医科大学)

(推薦理由: 現評議員+満70歳+評議員10年以上経験者)

審議資料4-2

- かとう ひろゆき 加藤 博之 (大分リハビリテーション病院)
(推薦理由: ※2 会員+満66歳+評議員10年以上経験者)
- まつだ けんいち 松田 兼一 (八王子北クリニック)
(推薦理由: ※2 会員+満66歳+評議員10年以上経験者)

以上

一般社団法人 日本臨床救急医学会

第 29 回 (2026 年度) 日本臨床救急医学会総会・学術集会 会長推薦について

推薦者

大阪急性期・総合医療センター 高度救命救急センター 救急診療科
会長 藤見 聡 先生

以上

日本臨床救急医学会総会・学術集会

- 《第1回》 平成10年6月1日(月)～2日(火) 岡山
会場 倉敷市民会館、倉敷アイビースクエア、倉敷市芸文館
会長 小濱 啓次(川崎医科大学救急医学)
- 《第2回》 平成11年4月20日(火)～21日(水) 福岡
会場 アクロス福岡
会長 加来 信雄(久留米大学医学部救急医学)
- 《第3回》 平成12年4月26日(水)～27日(木) 東京
会場 日本都市センター会館
会長 小林 國男(帝京大学医学部救命救急センター)
- 《第4回》 平成13年4月26日(木)～28日(土) 愛知
会場 名古屋国際会議場
会長 野口 宏(愛知医科大学医学部附属病院高度救命救急センター)
- 《第5回》 平成14年4月25日(木)～27日(土) 東京
会場 明治記念館、日本青年会館
会長 鈴木 忠(東京女子医科大学救命救急センター)
- 《第6回》 平成15年4月23日(水)～24日(木) 神奈川
会場 パシフィコ横浜
会長 山中 郁男(聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院救命救急センター)
- 《第7回》 平成16年5月14日(金)～16日(日) 神奈川
会場 パシフィコ横浜
会長 杉山 貢(横浜市立大学附属市民総合医療センター救命救急センター)
- 《第8回》 平成17年4月29日(金)～30日(土) 東京
会場 昭和大学旗の台キャンパス
会長 有賀 徹(昭和大学医学部救急医学)
- 《第9回》 平成18年5月11日(木)～12日(金) 岩手
会場 盛岡市民文化ホール、ホテルメトロポリタン盛岡・他
会長 遠藤 重厚(岩手医科大学高度救命救急センター)
- 《第10回》 平成19年5月17日(木)～18日(金) 兵庫
会場 神戸国際会議場・ポートピアホテル
会長 石井 昇(神戸大学医学部附属病院救急部)
- 《第11回》 平成20年6月7日(土)～8日(日) 東京
会場 東京ビッグサイト
会長 野口 英一(東京消防庁救急部)
- 《第12回》 平成21年6月11日(木)～12日(金) 大阪
会場 大阪国際会議場
会長 横田 順一郎(市立堺病院)

審議資料 5

- 《第13回》平成22年5月31日(月)～6月1日(火) 千葉
会場 幕張メッセ国際会議場
会長 大橋 教良(帝京平成大学現代ライフ学部)
- 《第14回》平成23年6月3日(金)～4日(土) 札幌
会場 札幌コンベンションセンター
会長 浅井 康文(札幌医科大学救急集中治療医学講座)
副会長 中村 恵子(札幌市立大学看護学部)
副会長 遠藤 敏晴(札幌市消防局)
- 《第15回》平成24年6月16日(土)～17日(日) 熊本
会場 熊本県立劇場・熊本学園大学
会長 木下 順弘(熊本大学医学部侵襲制御医学)
- 《第16回》平成25年7月12日(金)～13日(土) 東京
会場 東京国際フォーラム
会長 丹正 勝久(日本大学附属板橋病院救命救急センター)
副会長 有賀 雄一郎(東京消防庁救急部長)
- 《第17回》平成26年5月31日(土)～6月1日(日) 栃木県下野市
会場 自治医科大学
会長 鈴川 正之(自治医科大学救急医学教室)
副会長 中村 美鈴(自治医科大学看護学部)
副会長 病院前救護体制検討部会小山・芳賀地区分科会事務局
- 《第18回》平成27年6月4日(木)～6日(土) 富山
会場 富山県民会館
会長 奥寺 敬(富山大学大学院危機管理医学 教授)
- 《第19回》平成28年5月12日(木)～14日(土) 福島
会場 ビッグパレットふくしま
会長 高谷 雄三(一般社団法人 福島県医師会 会長)
副会長 田勢 長一郎(福島医大救急科教授)
顧問 石井 正三(日本医師会常任理事)
- 《第20回》平成29年5月26日(金)～28日(日) 東京
会場 東京ビッグサイト
会長 坂本 哲也(帝京大学医学部救急医学講座 主任教授)
副会長 猪口 正孝(東京都医師会)
森住 敏光(東京消防庁救急部)
- 《第21回》平成30年5月31日(木)～6月2日(土) 愛知
会場 名古屋国際会議場
会長 中川 隆(愛知医科大学 名誉教授/常滑市民病院)
副会長 武山 直志(愛知医科大学病院救命救急科教授)
松月 みどり(愛知医科大学看護学部 クリティカルケア看護学校教授)
- 《第22回》平成31年5月30日(木)～6月1日(土) 和歌山
会場 和歌山県民文化会館・アバローム紀の国
会長 加藤 正哉(和歌山県立医科大学附属病院 高度救命救急センター)
副会長 坂下 恵治(りんくう総合医療センター放射線技術科)、
野尻 孝子(和歌山県福祉保健部 健康局長)

審議資料 5

《第23回》Live配信：令和2年8月27日（木）～28日（金）

オンデマンド配信：令和2年9月16日（水）～10月16日（金）

会場 Web配信

会長 田中 秀治（国士舘大学大学院 救急システム研究科 教授）

副会長 横田 由佳（杏林大学看護部）

《第24回》LIVE配信：令和3年6月10日（木）～12日（土）

オンデマンド配信：令和3年6月10日（木）～7月31日（土）

会場 Web配信

会長 松田 潔（日本医科大学武蔵小杉病院救命救急センター救命救急科 教授）

副会長 岡野 敏明（川崎市医師会 会長）

日迫 善行（川崎市消防局 局長）

《第25回》令和4年5月25日（水）～27日（金） 大阪

会場 大阪府立国際会議場

会長 溝端 康光（大阪公立大学大学院医学研究科 救急医学）

副会長 茂松 茂人（大阪医師会 会長）

小西 一功（大阪市消防局 局長）

《第26回》令和5年7月27日（木）～29日（土） 東京

会場 帝京大学板橋キャンパス

会長 森村 尚登（帝京大学医学部 救急医学講座）

副会長 猪口 正孝（東京都医師会副会長）

門倉 徹（東京消防庁救急部長）

浅香 えみ子（東京都看護協会 看護制度委員会委員）

《第27回》現地開催：令和6年7月18日（木）～20日（土） 鹿児島

WEB開催：令和6年7月上旬～8月20日（火）予定

会場 カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター）、宝山ホール、
鹿児島県歴史・美術センター黎明館、鹿児島県立図書館、鹿児島市中央公民館

会長 富岡 譲二（社会医療法人緑泉会 米盛病院 副院長）

《第28回》令和7年6月19日（木）～21日（土） 神奈川

会場 パシフィコ横浜 会議センター

会長 守谷 俊（自治医科大学附属さいたま医療センター 救急科）

新次々期会長（第29回）について

定款第20条4項 会長及び次期会長は、理事会の決議を経て代表理事が推薦し、社員総会の承認を受けて選任する。

定款第21条4項 会長及び次期会長の任期は、学術集会終結の日の翌日に始まり、次期学術集会終結の日に終わる。

・理事会推薦

《第29回》令和8（2026）年

会長 藤見 聡（大阪急性期・総合医療センター 高度救命救急センター 救急診療科）

審議資料 6

令和6年6月19日

【会則検討委員会 審議事項】

日本臨床救急医学会
会則検討委員会
委員長 梶野 健太郎
担当理事 藤見 聡

審議. 定款、定款施行細則の変更、会員懲戒手続規則について

(1) 理事の人数変更に伴う、定款と定款施行細則の変更

前回の評議員選出を踏まえ、令和2年度第2回理事会(2020年12月7日開催)において、評議員選出委員会より以下の申し送りがあった。

-
- ・非選挙理事を推薦する3団体(日本救急看護学会、日本病院薬剤師会、日本診療放射線技師会)より、もう1名ずつ評議員の推薦枠を設ける。
 - ・一般社団法人日本臨床衛生検査技師会より、評議員の推薦枠を2名設ける。

現在の非選挙理事の推薦団体は5団体(日本医師会、全国消防長会、日本救急看護学会、日本病院薬剤師会、日本診療放射線技師会)であるが、今回の評議員選出から、新たに「日本臨床衛生検査技師会」より評議員の推薦枠を設けるため、非選挙理事の推薦団体の枠も増やしたい。理事の人数について、定款と定款施行細則を変更する必要があり、審議いただきたい。

- ・日本医師会 : 評議員の推薦枠1名、理事の推薦枠1名
- ・全国消防長会 : 評議員の推薦枠10名、理事の推薦枠1名
- ・日本救急看護学会 : 評議員の推薦枠2名、理事の推薦枠1名
- ・日本病院薬剤師会 : 評議員の推薦枠2名、理事の推薦枠1名
- ・日本診療放射線技師会 : 評議員の推薦枠2名、理事の推薦枠1名
- ・【new】日本臨床衛生検査技師会 : 評議員の推薦枠2名、理事の推薦枠1名

(2) 会員懲戒手続規則の設置、それに伴う、定款と定款施行細則の変更

予てより、本学会には除名に関する事項は存在したが、懲戒手続に関する規則はなかった。会則検討委員会と理事会とで、日本救急医学会の規則を参考にして、新たに会員懲戒手続規則を作成した。

会員懲戒手続規則の設置に伴い、定款と定款施行細則を変更する必要があり、審議いただきたい。

審議資料 6

<提出資料>

資料1 … 定款、定款施行細則の新旧対照表

資料2 … 会員懲戒手続規則

資料3 … 新旧対照表に基づき作成した定款、定款施行細則の変更案

※資料は当会の司法書士(日本救急医学会の会員懲戒手続規則も作成)にも確認済み。

(1) 理事の人数変更に伴う、定款と定款施行細則の変更

旧定款	新定款
<p>(役員及び役職)</p> <p>第19条 当法人には、次の役員及び役職を置く。</p> <p>理 事 11名以上14名以内</p> <p>監 事 1名以上2名以内</p> <p>会 長 1名</p> <p>次期会長 1名</p>	<p>(役員及び役職)</p> <p>第19条 当法人には、次の役員及び役職を置く。</p> <p>理 事 11名以上15名以内</p> <p>監 事 1名以上2名以内</p> <p>会 長 1名</p> <p>次期会長 1名</p>
旧施行細則	新施行細則
<p>第19条 理事は、選挙によって選出される理事（以下、選挙理事という）と各関係団体から推薦を受け選挙によらないで選考される理事（以下、非選挙理事という）とに区分する。</p> <p>2 選挙理事は9名以内、非選挙理事は5名以内とする。</p>	<p>第19条 理事は、選挙によって選出される理事（以下、選挙理事という）と各関係団体から推薦を受け選挙によらないで選考される理事（以下、非選挙理事という）とに区分する。</p> <p>2 選挙理事は9名以内、非選挙理事は6名以内とする。</p>

(2) 会員懲戒手続規則の設置、それに伴う、定款と定款施行細則の変更

旧定款	新定款
<p>(会員種類)</p> <p>第10条</p> <p>4.組織会員 当法人の目的に賛同し、定款施行細則（以下、「細則」という。）第32条及び第38条の定めるところに従い所定額の会費を納めた消防機関（組織会員の入・退会、会費、会員資格喪失については、別途細則に定める）</p> <p>5.賛助会員 当法人の目的に賛同し、細則第38条の定めるところに従い所定会費を納入して会計面を支援する団体または個人</p>	<p>(※定款施行細則 第9章 第34条の新設に伴い、記載条数がズレます。)</p> <p>(会員種類)</p> <p>第10条</p> <p>4.組織会員 当法人の目的に賛同し、定款施行細則（以下、「細則」という。）第32条及び第39条の定めるところに従い所定額の会費を納めた消防機関（組織会員の入・退会、会費、会員資格喪失については、別途細則に定める）</p> <p>5.賛助会員 当法人の目的に賛同し、細則第39条の定めるところに従い所定会費を納入して会計面を支援する団体または個人</p>
<p>(除名)</p> <p>第15条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会並びに社員総会における議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>1. 当法人の定款及び細則に違反したとき</p> <p>2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき</p>	<p>(除名または懲戒)</p> <p>第15条 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に反する行為など、法令及び細則に定める事由に該当した会員を、除名または懲戒することができる。</p>
<p>第13章 附則</p>	<p>第13章 附則</p> <p>・この改正は、令和6年6月25日から施行する。</p>
旧施行細則	新施行細則
<p>記載なし</p>	<p>第9章 除名または懲戒</p> <p>第34条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、理事会の決議によって、当該会員を除名または懲戒することができる。ただし、除名する場合は、理事会の決議に加え、社員総会において3分の2以上の決議がなければならない。また、その会員に対し、社員総会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>1. 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に反する行為があったとき。</p> <p>2. 利益相反に関する指針ならびに細則に違反したとき。</p> <p>3. 日本臨床救急医学会雑誌が定める投稿規定に対する重大な違反があったとき。</p> <p>4. その他除名または懲戒する正当な事由があるとき。</p> <p>2 前項の会員の懲戒は、次の2種とする。</p> <p>1. 一定期間の学会活動停止</p> <p>2. 厳重注意</p> <p>3 本条に関する手続等は、別に定める「会員懲戒手続規則」によるものとする。</p>
<p>第9章 会計</p> <p>第34条</p> <p>第35条</p> <p>第36条</p> <p>第37条</p> <p>第38条</p>	<p>(※第9章 第34条の新設に伴い、以降の記載条数が1つずつズレます。)</p> <p>第10章 会計</p> <p>第35条</p> <p>第36条</p> <p>第37条</p> <p>第38条</p> <p>第39条</p>
<p>第10章 施行細則の改正</p> <p>第39条</p>	<p>第11章 施行細則の改正</p> <p>第40条</p> <p>・この改正は、令和6年6月25日から施行する。</p>

一般社団法人日本臨床救急医学会会員懲戒手続規則（定款施行細則第34条）

定款施行細則第34条第3項の規定に基づき、会員懲戒手続を以下のとおり定める。

第1章 総則

（本規則の目的等）

第1条 この規則は、一般社団法人日本臨床救急医学会（以下「本会」という。）が、定款第15条に基づき、本会会員（以下「会員」という。）に対し、除名または懲戒を行う場合において、除名または懲戒に関する手続が公正・迅速に実施されるために必要な事項を定め、もって本会の秩序を維持するとともに、本会の信用及び名誉を保持することを目的とする。

（濫用の禁止）

第2条 本規則の適用に当たっては、学術活動の萎縮を招くことのないよう十分配慮しなければならない。また、真にやむを得ない場合にのみ適用することとし、本規則を濫用してはならない。

（懲戒権者）

第3条 除名又は懲戒は、第2章第1節に定める調査委員会の答申に基づき、本会理事会においてこれを審議し、理事会の決議に基づいて、代表理事がこれを行う。

2 前項にかかわらず、会員を除名する場合には、理事会の決議に加え、社員総会において総評議員の3分の2以上の決議がなければならない。また、その会員に対し、社員総会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

第2章 除名又は懲戒の手続

第1節 調査委員会

（調査委員会の設置）

第4条 代表理事は、会員につき除名又は懲戒の対象となるおそれがある事案（以下「対象事案」という。）があると認めるときは、当該会員（以下「対象会員」という。）について、その事実の存否等を調査するため、理事会に対し調査委員会の設置を請求する。

（委員）

第5条 調査委員会の委員（以下「調査委員」という。）は、総務委員会委員および同委員会が推薦した者の中から、理事会の決議に基づき、代表理事が任命する。

2 調査委員は、10～15名とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、調査委員となることができない。

- ① 対象会員又はその代理人若しくは第16条に定める参加人になろうとする者
- ② 対象会員又は対象事案につき利害関係を有する者
- ③ その他調査の公正を害するおそれがある者

（役員）

第6条 調査委員会は、委員の互選により委員長、副委員長を定める。

2 調査委員会委員長（以下「委員長」という。）は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 調査委員会副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(調査請求受理の対象会員への通知)

第7条 調査委員会は、代表理事から調査請求があったときは、すみやかに調査の期日を定め、対象会員に対し、書面をもってその旨を通知するとともに、聴聞及び弁明の機会を与えなければならない。

(調査委員会の招集等)

第8条 調査委員会は、委員長が招集する。委員長が選任される前においては、代表理事が招集する。

(調査委員会による関係者への招集通知)

第9条 調査委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、遅くとも7日前までに通知しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その期間を短縮し、又は書面によらないで行うことができる。

(定足数)

第10条 調査委員会は、調査委員現在数の過半数が出席しなければ議事を開き決議することができない。

(議事)

第11条 調査委員会の議長は、委員長とする。

2 調査委員会の議事及び調査は、公開しない。ただし、調査委員会の承認を得た者は、調査を傍聴することができる。

3 調査委員会の議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

(議事録)

第12条 調査委員会は、開催の都度議事録を作り、委員長及び出席調査委員2人が署名押印する。

2 議事録の閲覧、謄写は認めない。

(調査委員会の解散)

第13条 調査委員会が理事会に答申を行い、代表理事が除名又は懲戒を行いその効力を生じたとき、若しくは除名又は懲戒しない旨を対象会員に通知したときに解散し、調査委員の任期も終了するものとする。

第2節 聴聞

(聴聞の開催)

第14条 聴聞は、調査委員会が行い、委員長がこれを主宰する。

2 調査委員会は、聴聞を行うにあたっては、対象会員に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- ① 予定される除名又は懲戒の内容
- ② 除名又は懲戒の原因となる事実
- ③ 聴聞の期日及び場所

3 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

- ① 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出することができること
- ② 調査委員会がやむを得ないと判断した場合は、聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること

(代理人の選任)

第15条 対象会員は、調査委員会がやむを得ないと判断した場合に、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、対象会員のために、聴聞に関する一切の行為を行うことができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した対象会員は、書面でその旨を調査委員会に届け出なければならない。

(参加人)

第16条 調査委員会は、必要があると認めるときは、対象会員以外の者であって本調査の結果について利害関係を有するものと認められる者に対し、参加人として当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

(関係者の不出頭)

第17条 調査委員会は、対象会員、代理人又は参加人の全部又は一部が出頭しないときであっても、聴聞の審理を行うことができる。

(審理の非公開)

第18条 審理は、公開しない。ただし、調査委員会が公開することを相当と認めるときは、この限りではない。

(審理方式)

第19条 聴聞の期日は、委員長がこれを指揮する。

2 委員長は、最初の聴聞の期日の冒頭において、予定される処分の内容並びにその原因となる事実を出頭した者に対し説明しなければならない。

3 対象会員、代理人又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、証拠書類等を提出することができる。

4 調査委員会は、必要があると認めるときは、対象事案又は対象会員に関する知識を有する者あるいは対象事案に対する専門的知識を有する者（以下「参考人」という。）の出席を求め、事実に関する陳述又は意見の表明を求めることができる。

5 委員長及び調査委員は、必要があると認めるときは、対象会員、参加人若しくは参考人その他の関係者に対して質問を発し、事実に関する陳述又は意見の表明若しくは証拠書類等の提出を求めることができる。ただし、委員長以外の調査委員がこれを行う時には、委員長の許可を得なければならない。

6 対象会員、代理人又は参加人は、聴聞の期日において、委員長の許可を得て、参考人その他の関係者に対し質問を発することができる。

7 委員長は、聴聞の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

8 委員長は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(証拠書類等の提出)

第20条 対象会員、代理人又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、調査委員会に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 委員長は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類

等を示すことができる。

(聴聞期日の続行)

第21条 委員長は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

- 2 前項の場合においては、対象会員及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した対象会員及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

(不出頭)

第22条 委員長は、対象会員の全部又は一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合、又は代理人若しくは参加人の全部又は一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

- 2 委員長は、前項に規定する場合のほか、対象会員、代理人若しくは参加人の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結したものとすることができる。

(聴聞調書等の作成及び理事会への答申)

第23条 委員長は、聴聞の審理の経過を記載した調書および調査委員会の意見を記載した報告書を理事会に提出するとともに、調査委員会として除名又は懲戒についての意見を決議し、その結果を理事会に答申しなければならない。

- 2 聴聞調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 聴聞の件名
- ② 聴聞の期日及び場所
- ③ 聴聞の期日に参加した調査委員名
- ④ 聴聞の期日に出頭した対象会員、代理人及び参加人（以下「聴聞関係者」という。）の所属
- ⑤ 聴聞の期日に出頭しなかった聴聞関係者の氏名及び当該聴聞関係者のうち対象会員及び代理人については出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- ⑥ 聴聞関係者の陳述（陳述書における意見の陳述を含む。）の要旨
- ⑦ 証拠書類等が提出されたときは、その標目
- ⑧ その他参考となるべき事項

- 3 聴聞調書には、書面、図画、写真その他委員長が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

- 4 報告書には、次に掲げる事項を記載し、委員長がこれに記名しなければならない。

- ① 相当と考えられる除名又は懲戒
- ② 除名又は懲戒の原因となる事実に対する対象会員等の主張
- ③ 除名又は懲戒の原因となる事実に対する対象会員等の主張に理由があるかどうかに関する意見及びその理由

第3節 理事会の審議

(理事会の開催)

第24条 代表理事は、理事会が調査委員会より答申を受けたときは、直ちに理事会を招集する。

2 理事会は、対象事案について、調査委員会より提出された聴聞調書及び報告書に基づき、対象会員に対する除名又は懲戒の要否について審議を行う。

3 理事会は、前項の審議の終了後、直ちに、審議の結果及びその理由を代表理事に報告する。

(聴聞の再開)

第25条 理事会は、聴聞の終結後に生じた新たな事情に鑑み必要があると認めるときは、調査委員会に対し、調査委員会より提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。

2 理事会において、調査委員会の報告及び答申が相当でないと認める特別な理由があると決議した場合も同様とする。

3 本条1項、2項の場合には、理事会は、調査委員会に対し、その理由を付して報告書を返戻するものとする。

(社員総会への上程)

第26条 代表理事は、理事会において対象会員を除名する旨の決議を行った場合には、次に開催される社員総会において、対象会員を除名する旨の議題を上程し、その会員あるいは代理人に対し、その社員総会の決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4節 除名又は懲戒の通知及び言い渡し

(対象会員に対する通知)

第27条 理事会は、社員総会の開催日までに相当な期間を置いて、対象会員に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- ① 理事会における審議の結果及びその理由
- ② 除名の決議が予定される社員総会の開催期日及び場所
- ③ 社員総会で除名を決議する前に弁明の機会が与えられること

(除名書又は懲戒書の作成)

第28条 代表理事は、社員総会において対象会員を除名する旨の決議がなされたとき、又は理事会において対象会員を懲戒する旨の決議がなされたことの報告を受けたときは、すみやかに除名書又は懲戒書を作成し、その言渡をしなければならない。

2 除名書又は懲戒書には、除名又は懲戒を受ける会員の氏名、住所、除名又は懲戒の主文及び理由を記載し、代表理事が記名押印する。

(除名又は懲戒の言渡)

第29条 言渡の期日は、除名又は懲戒を受ける対象会員に対し、直ちに通知する。

2 除名又は懲戒の言渡は、言渡期日に、代表理事が対象会員に対し、除名書又は懲戒書の主文を朗読し、理由の要旨を告げて行う。

3 前項の言渡は、対象会員が出頭しなくてもすることができる。

(除名書又は懲戒書の交付)

第30条 代表理事は、前条の言渡後すみやかに対象会員に、除名書又は懲戒書正本を交付しなければならない。

2 郵便によって交付するときは、配達証明取扱の書留郵便による送付をもってこれに代えることができる。

(所在不明等による公示)

第31条 除名書又は懲戒書正本の交付を受ける者の所在が知れないとき、又は受取りを拒絶した等の事由により、除名書又は懲戒書正本の交付をすることができないときは、公示の方法によってこれを行うことができる。

2 公示の方法による除名書又は懲戒書正本の交付は、本会がその除名書又は懲戒書正本を保管し、その交付を受けるべき者に交付する旨を本会事務所内に掲示してこれを行う。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して7日を経過した時に、除名書又は懲戒書正本の交付があったものとみなす。

(言渡の効力)

第32条 除名又は懲戒は、言渡により効力を生ずる。ただし、対象会員が言渡期日に出頭しない場合には、除名書又は懲戒書の正本が対象会員に到達（公示の方法による場合を含む。）した時に効力を生ずる。

(除名又は懲戒をしない場合の措置)

第33条 代表理事は、理事会より、対象会員を除名又は懲戒しない旨の決議の報告を受けたときは、書面をもってその旨を対象会員に配達証明取扱いの書留郵便により通知しなければならない。

2 前項の通知を受ける者の所在が知れないとき、又は受取りを拒絶した等の事由により、前項の通知ができないときは、第31条の規定を準用する。

第5節 不服の申し立て

(不服の申し立て)

第34条 代表理事が、この規則の規定に従い行った除名又は懲戒について、対象会員は不服申し立てをすることができない。

第3章 雑則

(除名書又は懲戒書原本の保存)

第35条 除名書又は懲戒書原本は、本会に保存する。

2 除名書又は懲戒書の正本及び謄本は、本会事務局が作成してこれを認証する。

(規則の変更及び廃止)

第36条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって変更することができる。

2 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって廃止することができる。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

6月25日

一般社団法人 日本臨床救急医学会

定 款

第1章 総 則

(名称)

- 第1条 当法人は 一般社団法人 日本臨床救急医学会 と称する。
2 当法人の英文名は、Japanese Society For Emergency Medicine と称し、略称は JSEM とする。

(事務所)

- 第2条 当法人は、主たる事務所を 東京都中野区中野2丁目2番3号 に置く。

(目的)

- 第3条 当法人は、救急医学・救急医療の進歩、発展、普及を図り、国民全体の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。
1. 学術集会の開催
 2. 機関誌、論文、図書、研究資料の刊行
 3. 内外の関係団体との協力活動
 4. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

- 第4条 当法人の公告は、主たる事務所の掲示板に掲示する。

(基金を拠出者の募集)

- 第5条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会で別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

- 第6条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

- 第7条 基金の拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところにしたがって返還する。

(代替基金の積立て)

- 第8条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

(基金利息の禁止)

- 第9条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第2章 会 員

(会員種類)

第10条 当法人の会員は、当法人の目的に賛同し、救急医療に関する診療・研究、看護、救助若しくは事業等に従事している者で、下記のいずれかに該当し、第11条に定める手続を完了した者とする。

1. 正会員 医師、看護師、救急隊員、その他の者で、当法人の目的に賛同し、所定額の会費を納めた者
2. 名誉会員 当法人のために特に功労のあった者で、代表理事の推薦により理事会の議を経て社員総会で承認された者
3. 功労会員 当法人のために功労のあった者で、代表理事の推薦により理事会の議を経て社員総会で承認された者
4. 組織会員 当法人の目的に賛同し、定款施行細則（以下、「細則」という。）第32条及び第3839条の定めるところに従い所定額の会費を納めた消

防

機関（組織会員の入・退会、会費、会員資格喪失については、別途細則に定める）

5. 賛助会員 当法人の目的に賛同し、細則第3839条の定めるところに従い所定会費を納入して会計面を支援する団体または個人

(入会)

第11条 当法人に入会しようとする者は、所定の事項を記入した入会申込書に当該年度の会費をそえて、当法人事務所に申し込むものとする。

(会費)

第12条 会員は、各種会員の別に応じて細則に定める会費を支払わなければならない。

- 2 納付された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会員資格の喪失)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき
2. 2年以上会費を滞納したとき
3. 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき
4. 除名されたとき

(退会)

第14条 会員はいつでも退会することができ、退会しようとする者は、退会届を当法人事務所に提出しなければならない。

(除名または懲戒)

第15条 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に反する行為など、法令及び細則に定める事由に該当した会員を、除名または懲戒することができる。

~~会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会並びに社員総会における議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。~~

- ~~1. 当法人の定款及び細則に違反したとき~~
- ~~2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき~~

第3章 評議員

(評議員)

- 第16条 評議員は、細則にしたがい選任する。
- 2 評議員の任期は、選任された翌年度4月1日から4年間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 評議員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、評議員資格を失う。
 1. 会員の資格を喪失したとき
 2. 連続して2年間、正当な理由なく社員総会を欠席したとき
 3. 満70歳に達したとき（期中に満70歳に達した場合は、当該事業年度の末日に資格喪失となるものとする）

第4章 社員

(社員資格)

- 第17条 評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。
- 2 社員の資格の取得については、前条第1項の規定を準用する。
 - 3 社員の資格の喪失については、第13条乃至第15条並びに前条第3項の規定を準用する。

(社員名簿)

- 第18条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した名簿を作成し、当法人事務所に備え置くものとする。

第5章 役員

(役員及び役職)

- 第19条 当法人には、次の役員及び役職を置く。
- | | |
|------|---------------|
| 理事 | 11名以上 1415名以内 |
| 監事 | 1名以上2名以内 |
| 会長 | 1名 |
| 次期会長 | 1名 |
- 2 理事のうち1名を代表理事、1名を副代表理事とする。
 - 3 副代表理事をもって、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(選任)

- 第20条 理事及び監事は、社員の中から、細則の定めるところにしたがい社員総会の決議により選任する。
- 2 代表理事は、理事会の決議によって選定する。
 - 3 副代表理事は、理事会の決議によって選定する。
 - 4 会長及び次期会長は、理事会の決議を経て代表理事が推薦し、社員総会の承認を受けて選任する。

(任期)

- 第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 4 会長及び次期会長の任期は、学術集会終結の日の翌日に始まり、次期学術集会終結の日に終わる。

(代表理事及び副代表理事)

- 第22条 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。
- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、法人の業務を執行する。

(監事)

- 第23条 監事は、一般社団・財団法人法第99条乃至第104条の職務を行い、これを社員総会及び会員総会に報告する。このため監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(会長及び次期会長)

- 第24条 会長は、学術集会を主宰する。
- 2 次期会長は、会長を補佐する。
 - 3 会長及び次期会長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員報酬)

- 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

第6章 会議及び委員会

(会議)

- 第26条 当法人には、会務を議するために次の会議を置く。
1. 理事会
 2. 社員総会
 3. 会員総会
 4. 学術集会

(委員会)

- 第27条 当法人には、その事業の円滑な実施をはかるため、次の各号にしたがって委員会を設置することができる。
1. 委員会の設置及び解散は、理事会の決議による。
 2. 委員会には、理事会の決議により担当理事をおく。
 3. 委員会の委員長は、理事会の決議を経て、代表理事が委嘱する。
 4. 委員会の委員は、委員長及び担当理事の協議により選任し、代表理事が委嘱する。
 5. 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、原則として連続3期までとする。任期途中で選任された委員の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

(議事録)

- 第28条 委員会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果

を記載し、これを事務局に保管する。

第7章 理事会

- 第29条 当法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 通常理事会は、毎事業年度に4回開催する。
 - 前項の通常理事会において、代表理事及び副代表理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 代表理事が必要と認めたとき
 - 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - 監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

- 第30条 理事会は、代表理事が招集する。
- 代表理事は、前条第4項第2号及び第3号に該当する場合は、その請求のあった日から5日以内に、14日以内の日を会日とする臨時理事会の招集通知を発しなければならない。
 - 理事会を開催するには、会日より7日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議方法)

- 第31条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事が事故により理事会に出席できない場合、あるいは出席したにもかかわらず議長の職務を行ない得ない場合は、あらかじめ定めた順序に従い、他の理事がこれにあたる。
- 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を行い、決議することができない。
 - 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。
 - 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び出席した代表理事並びに出席した監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第8章 社員総会

(社員総会)

- 第33条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3箇月以内に招集する。臨時社員総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 社員総会を構成する社員は、社員に限る。
 - 名誉会員及び功労会員は、社員総会に出席し、意見を述べることができる。
 - 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
2. 総社員の議決権の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

- 第34条 社員総会は、理事会決議に基づき、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第4項第2号に該当する場合は、その書面の到達した日から30日以内の日を会日とする臨時社員総会の招集通知を発しなければならない。
 - 3 社員総会を開催するときは、会日より7日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各社員に対して通知を発しなければならない。
 - 4 社員総会は、その総会において議決権を行使することができる社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議方法)

- 第35条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席（書面議決者及び議決委任者によるみなし出席も含む。）がなければ、議事を行い、議決することができない。
- 2 やむをえない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決を委任することができる。
 - 3 前項の場合、その社員は出席したものとみなす。
 - 4 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議決権)

- 第36条 社員総会において、各社員は各1個の議決権を有する。

(議長)

- 第37条 社員総会の議長は代表理事とし、臨時社員総会の議長は、会議の都度、出席者の互選によって選出する。

(議事録)

- 第38条 社員総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及びその会議において選任された理事2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第9章 会員総会

- 第39条 会員総会は、正会員、名誉会員、功労会員、組織会員及び賛助会員をもって構成する。
- 2 会員総会は、毎年1回、学術集会開催日に合わせて開催し、次の各号に掲げる項目について報告をうけるものとする。ただし、天災・疫病蔓延等により開催が困難である場合、または学術集会をインターネット等を使用した方式により開催する場合は、理事会決議に基づき、当法人のホームページに報告事項を掲載することで、会員総会の開催に代えることができる。
 1. 事業報告及び収支決算
 2. 事業計画及び収支予算
 3. その他

(招集及び議長)

- 第40条 会員総会は、会長が招集する。
- 2 会員総会の議長は、会長とする。

第10章 学術集会

- 第41条 学術集会は、毎年1回、会長が開催する。
2 学術集会において演者として発表する者、司会・座長を行う者は、会員でなければならない。

第11章 計 算

(事業年度)

- 第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(計算書類)

- 第43条 代表理事は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経た後、定時社員総会に提出し、3の書類についてはその内容を報告し、1、2及び4の各書類については承認を求めなければならない。
1. 貸借対照表
 2. 損益計算書（正味財産増減計算書）
 3. 事業報告書
 4. 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案

(剰余金の処分制限)

- 第44条 当法人は、会員、社員、その他の者又は団体に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第12章 定款変更、合併及び解散等

(定款変更)

- 第45条 この定款を変更するには、総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の4分の3以上の賛成を得た社員総会の決議によらなければならない。

(合併等)

- 第46条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の4分の3以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

- 第47条 当法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号乃至第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(残余財産の分配)

- 第48条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、各社員に分配しない。
2 前項の場合、当法人の残余財産は、国又は地方公共団体、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イ乃至トに掲げる法人に寄付するものとする。

第13章 附則

(定款に記載のない事項)

第49条 この定款に記載のない事項は、すべて一般社団・財団法人法及びその他の法令によるものとする。

附則1

1. 定款第16条第2項の変更については、施行日現在の現任評議員より適用するものとし、当該評議員の任期は、選任日より4年経過後に到来する3月31日（平成29年3月31日）までとする。
2. 本附則は、上記1の規定により現任評議員の任期が満了したときに、自動的に消滅するものとする。

以上

- ・この定款は、平成21年6月10日から施行する。
- ・この改正は、平成23年6月2日から施行する。
- ・この改正は、平成27年6月4日から施行する。
- ・この改正は、令和4年5月25日から施行する。
- ・この改正は、令和6年6月25日から施行する。

一般社団法人 日本臨床救急医学会

定款施行細則

第1章 評議員

- 第1条 評議員は、評議員選出委員会（以下、選出委員会）が審査して選出し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 第2条 選出される評議員の総数は、選出審査時における正会員数の概ね10%とする。
- 第3条 評議員になるための審査を受けようとする者（以下、評議員候補者）は、審査申請書類交付請求時において、本細則第4条の条件をすべて具備していなければならない。
- 第4条 評議員候補者が具備すべき資格条件は、次のとおりとする。
1. 連続して3年以上当法人の正会員であり、かつ会費を完納していること。
 2. 評議員1名の推薦があること。但し、再任の場合は不要とする。
 3. 救急医療に関して十分な業績、実績（論文、学会発表、役職等）を有していること。
 4. 全国消防長会推薦の評議員（10名）については、前3項を問わない。
- 第5条 1施設において、所属部署及び職種が同じ評議員は原則として2名迄とする。ただし任期中に、異動によりこれが3名以上となった場合は、この限りではない。
- 第6条 代表理事は、評議員の選出が行われる年の8月末以前に当法人ホームページに、次の各項を含む公告を掲載する。
1. 選出すべき評議員の総数
 2. 審査申請書類の交付請求締切期日
 3. 審査申請書類の受理締切日
 4. その他、立候補に必要な条件
- 第7条 評議員候補者は、受理締切日までに審査申請書類を郵送（書留）にて選出委員会に提出しなければならない。

第2章 評議員選出委員会

- 第8条 選出委員会は、評議員候補者から申請された審査申請書類を審議し、その結果を代表理事に報告する。
- 第9条 選出委員会は、以下により構成する。
1. 選出委員会の委員は8名とする。
 2. その内訳は、選出委員長1名、選出副委員長1名、選出委員6名とする。
- 第10条 選出委員会の構成者は、定例の評議員選出が行われる前年度の理事会において、以下の規定により決定する。
1. 選出委員長は、理事の中から理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
 2. 選出副委員長は、選出委員長が指名する。
 3. 選出委員は、選出委員長が評議員の中から選出し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 第11条 選出委員の任期はいずれも2年とし、再任を妨げないが、連続して3期を越えることはできない。
- 2 選出委員は、定例選出年ごとに半数更新を原則とする。

- 第12条 選出委員に欠員が生じた場合は、以下の規定により補充するものとする。
1. 選出委員長に欠員が生じた場合は、理事の中から理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
 2. 選出委員に欠員が生じた場合は、選出委員長が評議員の中から選出し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

第3章 評議員選出の手順

- 第13条 選出委員会は、次の各号にしたがって開催する。
1. 選出委員会は、選出委員長が招集する。
 2. 選出委員会は、選出委員長及び委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を行い議決することができない。
 3. 文書による意思の表示は、出席と認めない。
 4. 選出委員会の議長は、選出委員長が務める。
 5. 選出委員会における議事は、委員長を除く出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。
 6. 選出委員会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席者代表2名が署名してこれを主たる事務所に保管する。
 7. 選出委員会の議事及び議事録は、原則として公開しない。

第14条 選出委員会の審査の結果は、選出委員長が代表理事に報告する。

第15条 代表理事は、理事会の議を経て、評議員候補者に審査の結果を文書にて通知する。

第16条 評議員再任候補者も、評議員候補者に関する手続にしたがうものとする。

第17条 評議員の選出に関して疑義を生じたときは、理事会で審議し決定する。

第4章 役員

- 第18条 当法人の理事及び監事の資格は、次のとおりとする。
1. 当法人の評議員であり、かつ会費を完納していること
 2. 役員任期満了に伴う改選の年の4月1日現在で、原則満65歳未満であること

第19条 理事は、選挙によって選出される理事（以下、選挙理事という）と各関係団体から推薦を受け選挙によらないで選考される理事（以下、非選挙理事という）とに区分する。

- 2 選挙理事は9名以内、非選挙理事は56名以内とする。
- 3 本細則第20条乃至第24条の規定により選出された選挙理事及び第25条乃至第27条の規定により選考された非選挙理事は、社員総会に推薦され、その承認を受けて当法人の理事として選任される。
- 4 第28条乃至第31条の規定により選出された監事は、社員総会に推薦され、その承認を受けて当法人の監事として選任される。

第5章 選挙理事の選出

- 第20条 選挙理事の選出管理は、その時点における理事会がこれにあたる。
- 2 監事は、選挙理事の選出管理に参加し、意見を述べることができる。
- 第21条 代表理事は、選挙が行われる前年の12月末までに発行される当法人ホームページに、以下の各号を含む公告を掲載する。
1. 選挙理事立候補に必要な書類の種類
 2. 立候補書類の受理締切日
 3. 立候補書類の送付の仕方
 4. その他、その都度必要とされる手続の方法
- 第22条 選挙理事候補者になろうとする者は、前条に示された方法をもって届出をしなければならない。
- 第23条 選挙理事は、選挙が行われる社員総会に出席した評議員の投票によって選出する。尚、投票は5名の連記制とする。
- 2 前項の投票については、委任状による投票は認めない。
- 3 選挙理事立候補者数が選挙理事の定数を超えないときは、投票は行わずに当該候補者
者
を選挙理事とする。
- 第24条 理事選出に関して疑義が生じたときは、理事会で審議し決定する。

第6章 非選挙理事の選考

- 第25条 各関係団体によって推薦された非選挙理事候補者について、非選挙理事選考委員会は
合議し、非選挙理事を決定する。
- 第26条 非選挙理事選考委員会は、次に定める構成とする。
1. 委員には、選挙理事になる。
 2. 委員長は、選挙理事の互選によって選出する。
- 第27条 監事は、非選挙理事選考委員会に出席し、意見を述べることができる。

第7章 監事の選出

- 第28条 監事選出の公告は、本細則第21条に準じて代表理事が行う。
- 第29条 監事候補者になろうとする者は、本細則第21条に示された方法をもって届出をしなければならない。
- 第30条 監事は、社員総会に出席した評議員の投票によって選出する。尚、投票は、2名の連記制とする。
- 2 前項の投票については、委任状による投票は認めない。
- 3 監事立候補者数が定数を超えないときは、投票は行わずに当該候補者を監事とする。
- 第31条 監事選出に関して疑義が生じたときは、理事会で審議し決定する。

第8章 救急隊員の組織会員制

第32条 当法人は、正会員で構成されることを原則とするが、救急隊員の当法人への参加が円滑、円満に行われるために、次の各号により組織会員制を導入する。尚、この組織会員制は、救急隊員が個人的に会員になることを妨げるものではない。

1. 組織会員制は、各消防機関単位で行われる。
2. 登録された消防機関は、1口あたり4名として、その登録口数に応じて発表、司会（座長）ができる。ただし学会参加費は別途支払う。
3. 登録されていない消防機関からの発表者、司会者（座長）は、学術集会当日までに個人的に正会員申請する。
4. 消防機関の者で評議員になろうとする者は、正会員として登録しなければならない。
5. 組織会員となった消防機関は、1口あたり1冊として、その登録口数に応じて、学会雑誌を得ることができる。
6. 組織会員と正会員の学会参加費は、学術集会ごとに会長が定める。

第33条 学術集会において、次の場合は非会員でもよい。

1. 学術集会で発表する演者が、正会員若しくは組織会員となっている救急隊員である場合の共同演者となる救急隊員

第9章 除名または懲戒

第34条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、理事会の決議によって、当該会員を除名または懲戒することができる。ただし、除名する場合は、理事会の決議に加え、社員総会において3分の2以上の決議がなければならない。また、その会員に対し、社員総会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 当法人の名誉を傷つけ、または当法人の目的に反する行為があったとき。
2. 利益相反に関する指針ならびに細則に違反したとき。
3. 日本臨床救急医学会雑誌が定める投稿規定に対する重大な違反があったとき。
4. その他除名または懲戒する正当な事由があるとき。

2 前項の会員の懲戒は、次の2種とする。

1. 一定期間の学会活動停止
2. 厳重注意

3 本条に関する手続等は、別に定める「会員懲戒手続規則」によるものとする。

第9-10章 会計

第34-35条 当法人の資産は、次のとおりとし、当会の事業を遂行するために必要な経費は、この資産をもって支弁する。

1. 会費
2. 事業にともなう収入
3. 資産から生ずる果実
4. 寄附金品
5. その他の収入

第35-36条 当法人の収支決算、次年度の事業計画及びこれにともなう収支予算は、代表理事が理事会及び社員総会において承認を求めなければならない。ただし、予算の議定に至る

までの間は、前年度の予算を踏襲する。

第36.37条 当法人の収支決算、次年度の事業計画及びこれにともなう収支予算は、理事会及び社員総会の承認を経て、代表理事が会員総会に報告しなければならない。

第37.38条 既納の金品は、返還しない。

第38.39条 当法人会員の年会費は次のとおりとする。

1. 正会員 金 10,000円
2. 賛助会員 金 50,000円
3. 組織会員 1口 金 10,000円
4. 名誉会員及び功労会員は会費の納入を必要としない

第40.11章 施行細則の改正

第39.40条 本施行細則の改正は、理事会及び社員総会の議決を経た上、会員総会に報告する。

附則1. 天災、疫病の蔓延等により物理的な社員総会の開催、評議員の出席が困難である場合には、本細則第23条及び第30条の規定にかかわらず、理事会の決議に基づき、郵送又はインターネットを利用した投票により選挙理事及び監事候補者の選挙を実施することができる。

以上

- ・この細則は、平成21年6月10日から施行する。
- ・この改正は、平成23年6月2日から施行する。
- ・この改正は、平成27年6月4日から施行する。
- ・この改正は、平成29年5月26日から施行する。
- ・この改正は、令和2年10月13日から施行する。
- ・この改正は、令和3年6月10日から施行する。
- ・この改正は、令和5年6月27日から施行する。
- ・この改正は、令和6年6月25日から施行する。